（教示）
1　この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求することができます。
2　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に菊川市を被告として（訴訟において菊川市を代表する者は、菊川市長となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日（裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

公示送達

東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかかる公告第18号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。
平成24年7月10日
東遠広域都市計画事業
菊川駅南土地区画整理事業
施行者　菊川市
代表者　菊川市長　太田　順一
1　書類を受けるべき者の住所及び氏名
土地所有者
小笠郡堀之内町堀之内43番地の1
堀之内軌道運輸株式会社
2　通知の内容
土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分通知
①　従前の土地
菊川市堀之内字古井戸235番6　公衆用道路　5.45㎡　基準地積5.47㎡
②　権利価額　3,080円
③　清算金精算額交付金　3,080円
④　土地区画整理法第95条第6項により金銭清算同法第104条第1項により消滅
（教示）
1　この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して60日以内に静岡県知事に対して審査請求することができます。
2　この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（この処分があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に菊川市を被告として（訴訟において菊川市を代表する者は、菊川市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日（裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年七月十日
札幌市豊平区旭町三丁目二番三一号
有限会社松浦
清算人　松浦　正弘

解散公告

当法人は、平成二十四年四月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年七月十日
宮城県気仙沼市南町海岸一番地の一五
特定非営利活動法人大島大好き
代表清算人　白幡　昇一

解散公告

当社は、平成二十四年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年七月十日
宮城県仙台市若林区卸町東二丁目八番二〇号
写光レンタル東北株式会社
代表清算人　木村　香

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年七月十日
山形市蔵王温泉三三番地
有限会社松ふや
清算人　堀　秀樹

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十七日開催の株主総会の決議により平成二十四年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年七月十日
栃木県宇都宮市桜四丁目一番二五号
あしぎんビジネスサポート株式会社
清算人　糸井　一裕

解散公告

当社は、平成二十四年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年七月十日
千葉県市川市南行徳四丁目八番五号
有限会社富田建工
清算人　富田　朝光

解散公告

当社は、平成二十四年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年七月十日
千葉県習志野市芝園二丁目一番地一二
写光物流株式会社
代表清算人　木村　香

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年七月十日
千葉県長生郡一宮町一宮八七二三番地二
株式会社上総観光
代表清算人　近藤　直

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年七月十日
東京都品川区大崎一丁目一一番二号
株式会社クロスオーシャンメディア
代表清算人　市原　義文

解散公告

当社は、平成二十四年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年七月十日
東京都港区西新橋三丁目九番四号
トゥオルム・ファンディング有限会社
清算人　尾澤　輝行